

証券コード 2874

平成18年12月6日

## 株 主 各 位

本 店 横浜市神奈川区守屋町一丁目1番地7  
本社事務所 横浜市西区花咲町六丁目145番地  
横浜花咲ビル7階

横浜冷凍株式会社

代表取締役社長 吉川俊雄

### 第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年12月20日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年12月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市西区北幸一丁目3番23号  
横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階「日輪」
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第59期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
2. 第59期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 役員賞与支給の件  
第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出下さい。（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主に限ります。）

また、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yokorei.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成17年10月1日から平成18年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、企業の旺盛な設備投資に加えて、雇用環境にも改善が見られることから個人消費も堅調に推移するなど、景気は引き続き回復基調を維持しております。しかし、原油・素材価格の高騰や年金問題等、将来に対する不安は払拭されておらず、先行き不透明な状況が続いております。

食品関連業界におきましては、米国産牛肉の輸入は再開されたものの、依然としてBSEや世界的規模の鳥インフルエンザ問題等、畜産品の安全性への不安が解消せず、また水産品では、世界的な市場の拡大から価格が上昇している一方、国内の消費動向は依然低調なことから、事業環境は難しい状況で推移いたしました。

このような状況のもと当社は、平成17年11月に発表いたしました新中期経営計画（3ヶ年）の事業方針に基づき、冷蔵倉庫、食品販売の両事業とも顧客の求める商品・サービスの提供や新たな需要の開拓など積極的な営業活動に取り組み、業績の向上に努めてまいりました。

#### <冷蔵倉庫事業>

当事業年度末の国内冷蔵設備保管収容能力は、平成17年10月に稼働いたしました十勝物流センター第3号倉庫（1,011トン）の増設により608千トンとなりました。輸入牛肉の搬入減、顧客の在庫圧縮と物流経費削減の動きも依然として続くなど厳しい事業環境ではありましたが、新規顧客の開拓や冷蔵倉庫需要の掘り起こしなど、地域に密着した集荷活動に努めました。しかし、期首から第1四半期にかけての高水準の在庫により、新規貨物の入庫が進まず、また下期に貨物構成の見直しを実施いたしましたことから、新增設備の寄与はありましたものの、国内入出庫取扱量は前期を4.3%下回る2,053千トンとなりました。一方、平均保管在庫量については前期比で5.5%増加いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は17,592百万円（前期比2.0%増）となりました。新增設物流センターの開業初期費用の発生などがありましたが、売上総利益は3,642百万円（前期比5.2%増）となりました。

#### <食品販売事業>

全般に販売環境の厳しい中、新規顧客の獲得及び取扱品目と数量の拡大を図り、販売力の強化に努めました。水産品では海老・サバ等主力商材の取り扱いが増加いたしました。また、米国産牛肉の輸入禁止による、豚肉に対する代替需要が引き続き旺盛でありましたことから、豚肉を中心に畜産品の売上げも大きく上伸いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は97,985百万円（前期比24.3%増）となりましたが、水産品・畜産品ともに仕入価格上昇の影響等もあり、売上総利益は4,620百万円（前期比4.2%増）となりました。

以上総合して、売上高は115,614百万円（前期比20.3%増）、営業利益は3,462百万円（前期比13.4%増）、経常利益は3,639百万円（前期比10.7%増）、当期純利益は2,007百万円（前期比9.6%増）となりました。

#### <事業別売上高>

事業セグメント	売上高	構成比率	対前期増減率
	百万円	%	%
冷蔵倉庫事業	17,592	15.2	2.0
食品販売事業	97,985	84.8	24.3
その他の事業	36	0.0	2.9
合計	115,614	100.0	20.3

#### ②設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は5,751百万円であり、実施した設備投資の主なものは次のとおりであります。

- ・都城物流センター第2号倉庫（冷蔵設備保管収容能力13,537トン）の新設、工事中（平成18年10月完成稼働）
- ・横浜物流センター（冷蔵設備保管収容能力約24,400トン）の新設、工事中（平成19年3月完成稼働予定）
- ・加須第二物流センター（仮称）（冷蔵設備保管収容能力約22,000トン）の新設、工事中（平成19年8月完成稼働予定）

③資金調達の様況

当事業年度中には、社債及び新株式の発行による資金調達はありませんでした。

④事業の譲渡、吸収分割新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受の様況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得の様況

該当事項はありません。

⑦吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の様況

区 分	第 56 期 (平成15年9月期)	第 57 期 (平成16年9月期)	第 58 期 (平成17年9月期)	第 59 期 (平成18年9月期)
売 上 高(百万円)	71,529	80,145	96,119	115,614
経 常 利 益(百万円)	2,546	3,062	3,288	3,639
当 期 純 利 益(百万円)	1,226	1,648	1,831	2,007
1株当たり当期純利益(円)	27.06	36.45	38.90	40.62
総 資 産(百万円)	61,604	63,629	67,333	71,684
純 資 産(百万円)	45,574	46,813	51,486	53,214

(注) 第59期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	千パーツ	%	
THAI YOKOREI CO.,LTD.	85,000	80	冷蔵倉庫事業

#### ③企業結合の成果

THAI YOKOREI CO.,LTD. を連結子会社としております。

当事業年度の連結売上高は115,947百万円（前連結会計年度比20.1%増）、連結経常利益は3,671百万円（同8.1%増）、連結当期純利益は2,002百万円（同8.5%増）となりました。

### (4) 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、原油・素材価格の高騰等の懸念材料はあるものの、堅調な企業収益や製造業を中心とした設備投資の増加などを背景に着実な回復基調を辿るものと思われませんが、食品関連業界におきましては、消費者の低価格志向や安全性への要求、企業間の競争など依然として、厳しい事業環境が続くものと考えております。

こうした中、当社では冷蔵倉庫・食品販売両事業で積極的な営業活動を通し、顧客ニーズと商機を的確にとらえた商品とサービスの提供により、一層の収益向上、企業価値の向上を目指して展開いたします。

冷蔵倉庫事業では、取引先のニーズを的確にとらえ、「保管型倉庫」の基盤強化に加え、冷凍・冷蔵・定温・常温の四温度帯に対応する「物流型倉庫」の機能充実、食品の安全・安心を追求するための既存設備のリニューアル、情報システムの強化に積極的に取り組んでまいります。

食品販売事業におきましては、いかなる事業環境においても安定的かつ効率的に収益を確保できる体制を目指し、販路の拡大、取扱商品の多様化、適正在庫の維持、人材の育成などを積極的に進めてまいります。

冷蔵倉庫の新增設といたしましては、都城物流センター第2号倉庫（冷蔵保管収容能力13,537トン、平成18年10月完成稼働）、横浜物流センター（冷蔵保管収容能力約24,400トン、平成19年3月完成稼働予定）及び加須第二物流センター（仮称）（冷蔵保管収容能力約22,000トン、平成19年8月完成稼働予定）の3拠点を建設中であります。これらの新增設物流センターを稼働後に早期軌道化させることも、当社にとって大きな課題であります。

(5) 主要な事業内容（平成18年9月30日現在）

冷蔵倉庫事業 水産品・畜産品などの冷蔵・冷凍保管、凍結  
食品販売事業 水産品・畜産品などの加工・販売

(6) 主要な事業所

本店 横浜市神奈川区守屋町一丁目1番地7（登記上の本店）  
本社 横浜市西区花咲町六丁目145番地 横浜花咲ビル7階  
工場、物流センター及び営業所 54か所

所在地	工場、物流センター 及び営業所数	所在地	工場、物流センター 及び営業所数
北海道	4か所	愛知県	4か所
青森県	2か所	大阪府	4か所
宮城県	5か所	兵庫県	2か所
茨城県	1か所	福岡県	3か所
千葉県	1か所	佐賀県	3か所
埼玉県	2か所	長崎県	4か所
東京都	4か所	宮崎県	1か所
神奈川県	5か所	鹿児島県	6か所
静岡県	3か所		

(7) 使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男	664	+39	38.1	14.2
女	178	-3	28.5	5.9
合計	842	+36	36.1	12.4

(注) 使用人数には他社への出向者5名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) 会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況

①発行可能株式総数 160,000,000株

②発行済株式の総数 50,515,097株

(注) 第3回転換社債(平成14年3月18日発行)の株式転換により発行済株式数は956,717株増加いたしました。

③株主数 11,654名

④大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,284	8.57
第一生命保険相互会社	3,107	6.22
株式会社横浜銀行	2,176	4.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,938	3.88
農林中央金庫	1,473	2.95
株式会社八丁幸	1,411	2.83
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,374	2.75
三菱UFJ信託銀行株式会社	893	1.79
横浜振興株式会社	892	1.79
横浜冷凍従業員持株会	843	1.69

(注) 出資比率は自己株式(552,562株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成18年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	吉 川 俊 雄	
専 務 取 締 役	吉 橋 伊 知 男	開発企画・関連会社担当、株式会社福穂代表取締役社長
常 務 取 締 役	小 林 健 次	総務部長、広報IR室、コンプライアンス統括室担当、株式会社ワイアールスタッフ代表取締役社長
常 務 取 締 役	八 田 保	経理部、システム部担当
取 締 役	水 野 隆 明	冷蔵事業本部長、通関・運送事業推進担当
取 締 役	藤 田 裕 澄	販売事業本部長
取 締 役	飯 島 敏 正	東京・埼玉地区ブロック長、東京工場長、ISO推進担当
取 締 役	西 山 敏 彦	神奈川・東海地区ブロック長、大黒ふ頭工場長
取 締 役	安 富 明 文	販売事業副本部長、加工品・農産品事業推進担当
常 勤 監 査 役	佐々木 美 穂	
常 勤 監 査 役	東 根 憲 一	
監 査 役	久 米 信 介	第一生命保険相互会社常務執行役員
監 査 役	大 田 正	コープビル管理会常務理事

(注) 監査役のうち東根憲一、久米信介、大田 正の3名は、社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
	名	百万円	
取 締 役	10	129	—
監 査 役	6	35	—
合 計	16	165	—

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成8年12月19日開催の第49期定時株主総会において月額12百万円（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年12月21日開催の第54期定時株主総会において月額3百万円と決議いただいております。  
4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与36百万円（取締役9名に対し32百万円、監査役4名に対し3百万円）が含まれております。  
5. 上記のほか、平成17年12月21日開催の第58期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- |       |    |        |
|-------|----|--------|
| 退任取締役 | 1名 | 114百万円 |
| 退任監査役 | 3名 | 12百万円  |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①当事業年度に係る報酬等の額 17,500千円  
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17,500千円

(3) 子会社の会計監査人の状況

タイ国子会社THAI YOKOREI CO.,LTD.の会計監査人はDELOITTE TOUCHE TOHMATSU JAIYOS AUDIT CO.,LTD.であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において「会社法」並びにその他関連法令の施行に伴う、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり決定いたしました。

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を定め、その精神を役職員はじめ全使用人が共有し、将来にわたり伝達していくことにより、法令遵守と社会倫理の遵守を全ての企業活動の前提とすることを徹底するものとする。

代表取締役は、コンプライアンス担当取締役をコンプライアンス体制に係る取り組みを横断的に統括する責任者として任命し、コンプライアンス統括室が、コンプライアンス体制の整備と問題点の把握などに努めるとともに役職員の教育等を行う。

各業務担当取締役は、各業務固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策の具体化に努める。

監査役及び内部監査室は、コンプライアンス統括室と連携し、コンプライアンスの状況を調査し、取締役会に報告する。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等について情報提供を行う場合は、「内部通報処理規定」に基づき処理する。会社は通報者に対し不利益な扱いを行わない旨等を規定している。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に総務部担当取締役を任命する。取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規定」に定め、これにより文書又は電磁的媒体に記録し保存・管理する。取締役及び監査役は「文書管理規定」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。「文書管理規定」他関連規定は必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

代表取締役は、コンプライアンス担当取締役をリスク管理に関する統括責任者に任命し、「リスク管理規定」の策定にあたる。同規定においてリスクのカテゴリー毎の責任部署を定め、コンプライアンス統括室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部署を定める。監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し改善を図るものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、使用人が共有する全社的目標を定め、目標達成に向けて各事業部門を担当する取締役は、実施すべき具体的な施策、効率的な業務遂行体制を決定する。ITを活用したシステムにより、その経過・結果をデータ化して把握することにより、取締役会は定期的にその結果をレビューし、効率化を阻害する要因を排除するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度の向上、業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当会社及び関係会社における業務の適正を確保するための体制

代表取締役は、当会社及び関係会社のセグメント別の事業毎に、責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えている。本社コンプライアンス統括室は、これらを横断的に推進し、管理することとする。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室は監査役との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告することとする。監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないこととする。

(7) 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、「内部通報処理規定」による通報状況及びその他必要な重要事項をすみやかに監査役に報告するものとする。報告の方法等は取締役と監査役会の協議により決定することとする。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役からなる常務会メンバー、監査法人との間で定期的に意見交換会を開催することとする。

## 貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>25,027</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,956</b>
現金及び預金	2,763	支払手形	548
受取手形	128	買掛金	10,706
売掛金	15,838	一年以内に償還予定の転換社債	1,212
商物品	5,816	未払金	664
貯蔵品	13	未払法人税等	1,007
前渡金	25	未払費用	1,104
繰延税金資産	377	前受金	10
その他の金	147	預り金	34
貸倒引当金	△ 83	賞与引当金	543
<b>固定資産</b>	<b>46,657</b>	役員賞与引当金	36
<b>有形固定資産</b>	<b>39,578</b>	設備関係支払手形	1,088
建築物	16,988	<b>固定負債</b>	<b>1,513</b>
構築物	350	繰延税金負債	587
機械装置	2,765	退職給付引当金	671
車両運搬具	349	役員退職慰労引当金	200
工具器具備品	414	長期預り金	54
土地	15,666	<b>負債合計</b>	<b>18,470</b>
建設仮勘定	3,044		
<b>無形固定資産</b>	<b>1,506</b>	<b>純資産の部</b>	
借地権	1,306		百万円
ソフトウェア	171	<b>株主資本</b>	<b>52,069</b>
電話加入権	28	資本金	10,461
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,572</b>	資本剰余金	10,505
投資有価証券	4,240	資本準備金	10,505
関係会社株式	569	利益剰余金	31,511
出資金	9	利益準備金	1,004
長期貸付金	105	その他利益剰余金	30,506
従業員長期貸付金	63	特別償却準備金	118
破産債権・更生債権	36	圧縮記帳積立金	448
長期前払費用	23	別途積立金	27,810
差入保証金	607	繰越利益剰余金	2,129
その他の金	39	<b>自己株式</b>	<b>△ 408</b>
貸倒引当金	△ 124	評価・換算差額等	1,145
<b>資産合計</b>	<b>71,684</b>	その他有価証券評価差額金	1,144
		繰延ヘッジ損益	0
		<b>純資産合計</b>	<b>53,214</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>71,684</b>

## 損 益 計 算 書

(平成17年10月1日から平成18年9月30日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	百万円	百万円
商品売上高	97,985	
冷蔵庫収入	17,592	
その他事業収入	36	115,614
売 上 原 価		
商品売上原価	93,365	
冷凍事業原価	13,949	
その他事業原価	7	107,321
売 上 総 利 益		8,292
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,830
営 業 利 益		3,462
営 業 外 収 益		
受取利息	4	
受取配当金	62	
雑収入	159	225
営 業 外 費 用		
支払利息	4	
雑支出	44	49
経 常 利 益		3,639
特 別 利 益		
固定資産売却益	115	
投資有価証券売却益	4	
過年度固定資産税還付金	187	306
特 別 損 失		
固定資産売却及び除却損	58	
関係会社株式評価損	119	
貸倒引当金繰入額	84	262
税 引 前 当 期 純 利 益		3,683
法人税、住民税及び事業税	1,636	
法人税等調整額	39	1,676
当 期 純 利 益		2,007

## 株主資本等変動計算書

(平成17年10月1日から平成18年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				
			利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
		資本準備金		特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成17年9月30日 残高	10,163	10,206	1,004	179	494	26,810	1,861
事業年度中の変動額							
転換社債の転換による新株の発行	298	298					
剰余金の配当							△ 392
剰余金の配当(中間配当)							△ 419
利益処分による役員賞与							△ 35
当期純利益							2,007
特別償却準備金の積立				24			△ 24
特別償却準備金の積立(前期分)				20			△ 20
特別償却準備金の取崩				△ 49			49
特別償却準備金の取崩(前期分)				△ 56			56
圧縮記帳積立金の取崩					△ 21		21
圧縮記帳積立金の取崩(前期分)					△ 24		24
別途積立金の積立						1,000	△ 1,000
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	298	298	-	△ 61	△ 46	1,000	268
平成18年9月30日 残高	10,461	10,505	1,004	118	448	27,810	2,129

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他の証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金合計						
平成17年9月30日 残高	30,350	△ 363	50,357	1,128	—	1,128	51,486
事業年度中の変動額							
転讓社債の転讓による新株の発行			596				596
剰 余 金 の 配 当	△ 392		△ 392				△ 392
剰余金の配当(中間配当)	△ 419		△ 419				△ 419
利益処分による役員賞与	△ 35		△ 35				△ 35
当 期 純 利 益	2,007		2,007				2,007
特別償却準備金の積立	—		—				—
特別償却準備金の積立(前期分)	—		—				—
特別償却準備金の取崩	—		—				—
特別償却準備金の取崩(前期分)	—		—				—
圧縮記帳積立金の取崩	—		—				—
圧縮記帳積立金の取崩(前期分)	—		—				—
別途積立金の積立	—		—				—
自 己 株 式 の 取 得		△ 45	△ 45				△ 45
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				16	0	16	16
事業年度中の変動額合計	1,160	△ 45	1,711	16	0	16	1,728
平成18年9月30日 残高	31,511	△ 408	52,069	1,144	0	1,145	53,214

注記事項

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| (1) 満期保有目的の債券         | 償却原価法  |
| (2) 子会社株式及び<br>関連会社株式 | 移動平均法による原価法  |
| (3) その他有価証券           |  |
| 時価のあるもの               | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純<br>資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により<br>算定しております。） |
| 時価のないもの               | 移動平均法による原価法  |

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別総平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附  
属設備を除く）については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 16年～50年

機械装置 7年～13年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内におけ  
る利用可能期間（5年）に基づく定額法によっておりま  
す。

(3) 長期前払費用

定額法

4. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については  
貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等  
については財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備え、支払見込額のうち当事業年度  
負担相当額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備え、支払見込額のうち当事業年度負  
担相当額を計上しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業  
会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しておりま  
す。これにより販売費及び一般管理費が36百万円増加し、  
営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同  
額減少しております。

- (4) 退職給付引当金 従業員及び一部の事業所に勤務する常用作業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引等）  
ヘッジ対象 商品輸出・輸入による外貨建債権・債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針 社内規定に基づき、外貨建営業債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で為替予約取引等を行っております。投機目的によるデリバティブ取引は行っておりません。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 予約取引について同一通貨の為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。
7. その他計算書類作成のための重要な事項 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 会計方針の変更
- (1) 固定資産の減損に係る会計基準  
当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
- (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準  
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、53,214百万円であります。

II. 貸借対照表に関する注記	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	40,607百万円
2. 担保に供している資産	
建物	525百万円
担保権によって担保されている債務はありませんが、土地使用貸借契約に基づいて担保提供をしております。	
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	22百万円
長期金銭債権	100百万円
短期金銭債務	4百万円
III. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
売上高	49百万円
仕入高	37百万円
営業取引以外の取引高	14百万円
IV. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	552,562株
V. 税効果会計に関する注記	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳	
(1) 流動資産	
繰延税金資産	
賞与引当金否認	217百万円
未払事業税否認	83百万円
賞与社会保険料否認	26百万円
その他	50百万円
繰延税金資産合計	<u>377百万円</u>
(2) 固定資産	
繰延税金資産	
退職給付引当金否認	268百万円
関係会社株式評価損否認	131百万円
投資有価証券評価損否認	90百万円
役員退職慰労引当金否認	80百万円
その他	63百万円
繰延税金資産小計	<u>635百万円</u>
評価性引当額	<u>△ 81百万円</u>
繰延税金資産合計	553百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	763百万円
圧縮記帳積立金	298百万円
特別償却準備金	79百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	<u>1,141百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>587百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.3%
住民税均等割額	1.2%
I T投資促進税制等税額控除	△ 0.2%
役員賞与引当金否認	0.4%
評価性引当額の増減	2.2%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.5%

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
車 両 運 搬 具	310	162	147
工 具 器 具 備 品	408	330	77
そ の 他	36	20	16
合 計	754	513	241

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	105百万円
1年超	136百万円
合計	241百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	149百万円
減価償却費相当額	149百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,065円10銭
2. 1株当たり当期純利益	40円62銭

VIII. 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、正社員については適格退職年金制度を、常用作業員のうち一部の者については退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	△4,585百万円
(2) 年金資産	3,434百万円
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	△1,151百万円
(4) 未認識数理計算上の差異	479百万円
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	－百万円
(6) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	△671百万円
(7) 前払年金費用	－百万円
(8) 退職給付引当金(6)-(7)	△671百万円

(注) 退職一時金制度を採用している常用作業員については、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用	244百万円
(2) 利息費用	87百万円
(3) 期待運用収益	△90百万円
(4) 過去勤務債務の費用処理額	－百万円
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	88百万円
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	330百万円

(注) 簡便法を採用している常用作業員の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	3.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成18年11月22日

横浜冷凍株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 手塚 仙夫 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 上坂 健司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

#### 追記情報

会計方針の変更に記載のとおり、会社は当事業年度から固定資産の減損会計に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の内容を検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年11月27日

横浜冷凍株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 美 穂 ⑧

常勤監査役 東 根 憲 一 ⑧

監 査 役 久 米 信 介 ⑧

監 査 役 大 田 正 ⑧

(注) 常勤監査役東根憲一、監査役久米信介及び監査役大田 正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 連結貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	25,175	<b>流 動 負 債</b>	17,005
現金及び預金	2,850	支払手形及び買掛金	11,269
受取手形及び売掛金	16,020	一年以内に償還予定の転換社債	1,212
たな卸資産	5,851	未払法人税等	1,013
繰延税金資産	377	賞与引当金	543
その他	164	役員賞与引当金	36
貸倒引当金	△ 87	その他	2,931
<b>固 定 資 産</b>	46,787	<b>固 定 負 債</b>	1,600
<b>有形固定資産</b>	39,857	繰延税金負債	671
建物及び構築物	17,464	退職給付引当金	671
機械装置及び運搬具	3,157	役員退職慰労引当金	200
土地	15,768	その他	57
建設仮勘定	3,044	<b>負 債 合 計</b>	18,605
その他	421	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無形固定資産</b>	1,749		百万円
<b>投資その他の資産</b>	5,180	<b>株 主 資 本</b>	52,226
投資有価証券	4,403	資 本 金	10,461
長期貸付金	168	資 本 剰 余 金	10,505
その他	732	利 益 剰 余 金	31,668
貸倒引当金	△ 124	自 己 株 式	△ 408
<b>資 産 合 計</b>	71,962	評価・換算差額等	1,049
		その他有価証券評価差額金	1,144
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△ 95
		少数株主持分	80
		<b>純 資 産 合 計</b>	53,356
		<b>負債及び純資産合計</b>	71,962

## 連結損益計算書

(平成17年10月1日から平成18年9月30日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		115,947
売上原価		107,536
売上総利益		8,410
販売費及び一般管理費		4,903
営業利益		3,506
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	51	
雑収入	159	216
営業外費用		
支払利息	6	
雑支出	44	50
経常利益		3,671
特別利益		
固定資産売却益	115	
投資有価証券売却益	4	
過年度固定資産税還付金	187	306
特別損失		
固定資産売却及び除却損	58	
関係会社株式評価損	119	
貸倒引当金繰入額	84	262
税金等調整前当期純利益		3,716
法人税、住民税及び事業税	1,656	
法人税等調整額	39	1,696
少数株主利益		17
当期純利益		2,002

## 連結株主資本等変動計算書

(平成17年10月1日から平成18年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成17年9月30日残高	10,163	10,206	30,512	△ 363	50,519
連結会計年度中の変動額					
転換社債の転換による新株の発行	298	298			596
剰余金の配当			△ 812		△ 812
利益処分による役員賞与			△ 35		△ 35
当期純利益			2,002		2,002
自己株式の取得				△ 45	△ 45
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	298	298	1,155	△ 45	1,706
平成18年9月30日残高	10,461	10,505	31,668	△ 408	52,226

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成17年9月30日残高	1,128	—	△ 119	1,009	222	51,751
連結会計年度中の変動額						
転換社債の転換による新株の発行						596
剰余金の配当						△ 812
利益処分による役員賞与						△ 35
当期純利益						2,002
自己株式の取得						△ 45
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	16	0	24	40	△ 142	△ 101
連結会計年度中の変動額合計	16	0	24	40	△ 142	1,605
平成18年9月30日残高	1,144	0	△ 95	1,049	80	53,356

注記事項

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社  
(2) 連結子会社の名称 THAI YOKOREI CO.,LTD.  
(3) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由  
㈱福槌（平成18年10月1日付で商号を㈱有職に変更）及びその他1社については、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも重要性が乏しいので、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社2社及び関連会社2社（HARBOURSIDE SERVICES PTY.LTD.、神戸団地冷蔵㈱）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・満期保有目的の債券
- ・子会社株式及び関連会社株式
- ・その他有価証券

償却原価法  
移動平均法による原価法

時価のないもの

② たな卸資産

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）  
移動平均法による原価法  
月別総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 16年～50年  
機械装置 7年～13年

② 無形固定資産

定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備え、支払見込額のうち当連結会計年度負担相当額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備え、支払見込額のうち当連結会計年度負担相当額を計上しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより販売費及び一般管理費が36百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

④ 退職給付引当金

従業員及び一部の事業所に勤務する常用作業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引(為替予約取引等)

ヘッジ対象

商品輸出・輸入による外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

社内規定に基づき、外貨建営業債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で為替予約取引等を行っております。投機目的によるデリバティブ取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

予約取引について同一通貨の為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価方法

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、53,275百万円であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

41,368百万円

2. 担保に供している資産

建物

525百万円

担保権によって担保されている債務はありませんが、土地使用貸借契約に基づいて担保提供をしております。

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式

50,515,097株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成17年12月21日 定時株主総会	普通株式	392	8円	平成17年 9月30日	平成17年 12月22日
平成18年5月16日 取締役会	普通株式	419	8円50銭	平成18年 3月31日	平成18年 6月19日

3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年12月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	424	8円50銭	平成18年 9月30日	平成18年 12月22日

IV. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,066円33銭

2. 1株当たり当期純利益

40円52銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成18年11月22日

横浜冷凍株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 健司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の平成17年10月1日から平成18年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜冷凍株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

#### 追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第59期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

なお、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第159条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の報告を受けました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年11月27日

横浜冷凍株式会社	監査役会
常勤監査役 佐々木 美 稲	⑩
常勤監査役 東 根 憲 一	⑩
監査役 久 米 信 介	⑩
監査役 大 田 正	⑩

(注) 常勤監査役東根憲一、監査役久米信介及び監査役大田 正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

第59期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき8円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、424,681,548円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年12月22日といたしたいと存じます。

##### 2. その他の剰余金処分に関する事項

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,200,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,200,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 周知性の向上及び手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことなどに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

① 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、規定

の新設又は変更を行うものであります。(変更案第4条、第7条及び第12条)

- ② 単元未満株式について、行使することができる権利を規定するものであります。(変更案第11条)
  - ③ 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第19条)
  - ④ 会社法第370条に従い、定款に定めを設けることにより迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第29条)
  - ⑤ 会社法に対応した用語及び引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
- (3) 経営環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うため、取締役の員数枠を現在の16名から12名に変更を行うものであります。(変更案第21条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 冷蔵倉庫業 <u>ならびに</u> 普通倉庫業	1. 冷蔵倉庫業 <u>並びに</u> 普通倉庫業
2. 水産品の加工、販売 <u>ならびに</u> 輸出入	2. 水産品の加工、販売 <u>並びに</u> 輸出入
3. 農畜産物の加工、販売 <u>ならびに</u> 輸出入	3. 農畜産物の加工、販売 <u>並びに</u> 輸出入
4. 不動産賃貸業	4. 不動産賃貸業
5. 貨物運送取扱事業 <u>ならびに</u> 貨物自動車運送事業	5. 貨物運送取扱事業 <u>並びに</u> 貨物自動車運送事業
6. 食堂 <u>および</u> 喫茶店の経営 <u>ならびに</u> 飲食物の販売	6. 食堂 <u>及び</u> 喫茶店の経営 <u>並びに</u> 飲食物の販売

現 行 定 款	変 更 案
<p>7. その他前各号に付帯関連する一切の事業 (本店の所在地) 第3条 (条文省略)  (新設)</p> <p>(公告) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、1億6,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。  (新設)</p> <p>(自己株式の買受け) 第6条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p>	<p>7. その他前各号に付帯関連する一切の事業 (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億6,000万株とする。  (株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(单元株式数)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(单元未満株式の権利)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。  <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。  当社の株主名簿、実質株主名簿（以下株主名簿等という。）および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、届出の受理、単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。  <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議により定め、これを公告する。  当社の株主名簿、実質株主名簿（以下株主名簿等という。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き</u>その他の<u>株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを<u>株主名簿管理人に委託し</u>、当社においては取扱わない。</p>
<p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日の最終の<u>株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  前項のほか、必要がある場合は、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とする</u>ことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、届出の受理、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いについては、この定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。</u> 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の<u>株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 <u>株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</u> 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(特別決議)  第15条 <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)  第16条 <u>株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を有する当会社の株主に限る。</u></p> <p>(議事録)  第17条 <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 <u>取締役および取締役会</u>  (員数)  第18条 <u>当会社の取締役は、16名以内とする。</u></p> <p>(選任)  第19条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u>  <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p>	<p>(特別決議)  第18条 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)  第19条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(株主総会の議事録)  第20条 <u>株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u>  (取締役の員数)  第21条 <u>当会社の取締役は、12名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)  第22条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u>  <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、その<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の<u>現任</u>取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>定める</u>。 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を<u>選任</u>し、また必要に応じ、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により<u>定め</u>る。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、その<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員又は任期満了前に退任した<u>取締役の補欠</u>として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>選定</u>する。 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を<u>選定</u>し、また必要に応じ、取締役会長1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>定め</u>る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長ならびに招集通知)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日3日以前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(権限)</p> <p>第24条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。</p> <p>(決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって</u>行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(相談役)</p> <p>第26条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(招集権者及び議長並びに招集通知)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日3日以前に各取締役<u>及び</u>各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第27条 取締役会は、法令<u>又は</u>定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって</u>行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第30条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 〈条文省略〉</p> <p>(選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名する。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 〈現行どおり〉</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役は、監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第32条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>(決議)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第35条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第36条 <u>当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1回とし、その末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 <u>利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(監査役報酬等)</p> <p>第36条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は記名捺印又は電子署名する。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 <u>当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u></p> <p>(期末配当の基準日)</p> <p>第41条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によ<u>り、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当社は、支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によ<u>つて、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、支払の義務を免れる。</u></p>

#### 第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名及び監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額36,000,000円（取締役分32,200,000円、監査役分3,800,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に對する金額は取締役に、各監査役に對する金額は監査役の協議により決定することといたしたいと存じます。

#### 第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、平成8年12月19日開催の第49期定時株主総会において月額12百万円以内、監査役の報酬額につきましては、平成13年12月21日開催の第54期定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただき今日に至っております。

機動的な運用を可能とする役員報酬体系の見直しや、会社法施行に伴う取締役及び監査役の賞与の報酬への組み込み等諸般の事情を考慮し、報酬額を月額表示から年額表示に改め、取締役の報酬額を年額160百万円以内、監査役の報酬額を年額40百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

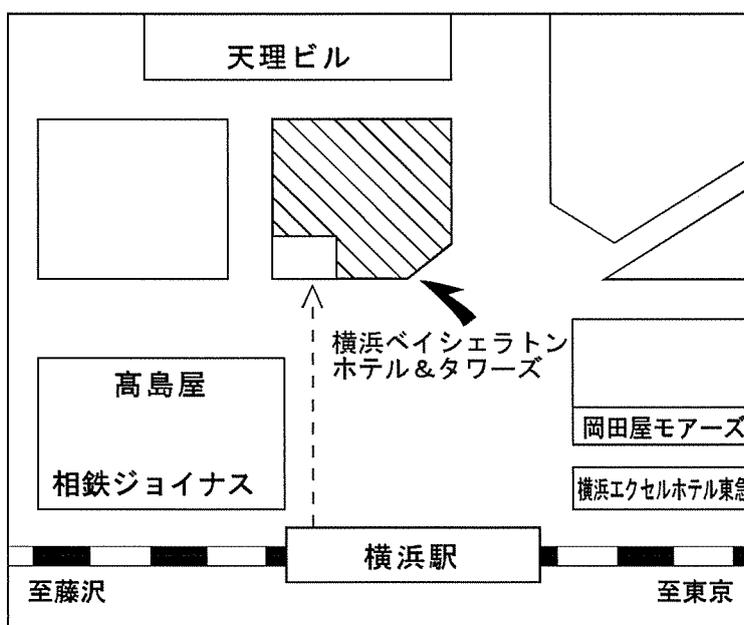
なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は9名、監査役の員数は4名であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

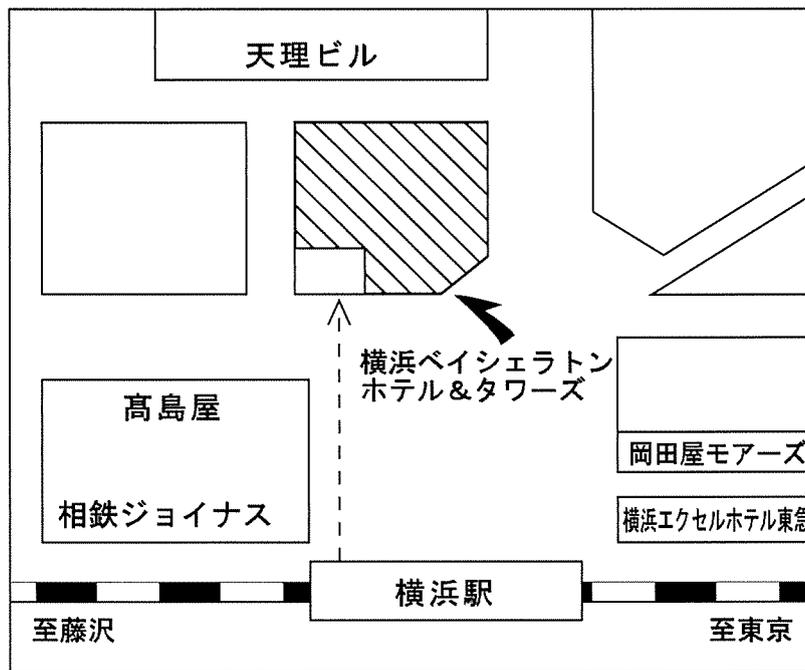
会 場 横浜市西区北幸一丁目3番23号  
横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ  
5階「日輪」



※JR東日本横浜駅（西口）より徒歩約5分

## 株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市西区北幸一丁目3番23号  
横浜ベイシェラトンホテル& Towers  
5階「日輪」



※JR東日本横浜駅（西口）より徒歩約5分